

情報誌 たかぎ

ホームページアドレス
<http://www.vill.takagi.nagano.jp/>
電子メールアドレス
info@vill.takagi.nagano.jp

今月号の主な内容

■ 広報たかぎ

- ・ 村長選挙結果…………… 2
- ・ 介護保険制度の改正…………… 3
- ・ 第二次行政改革大綱答申…………… 4
- ・ 産地づくり交付金／粗大ゴミ収集… 8
- ・ 男女共同参画／子育て／国民年金… 9
- ・ お知らせ版…………… 10

■ 健康アップPPK …………… 11

■ 保育園だより…………… 12

■ 学校だより

- ・ 第一小学校…………… 13

■ 記念館だより…………… 14

■ 交流センター便り …………… 15

■ ひなたぼっこ…………… 16

■ オフトークたかぎ

- 3月の自主番組表…………… 18

加護うけの滝

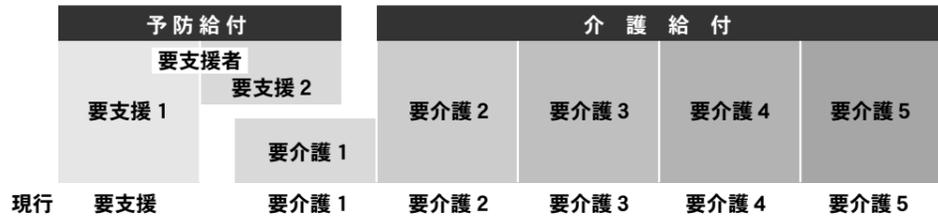
2006
3
March

平成18年4月から介護保険制度が変わります

介護保険制度は昨年10月に介護保険施設の利用等が改正されました。今回は介護保険全体が見直されます。主な見直しとしては、新しい要介護状態の区分による新予防給付と地域支援事業の創設、新たなサービス体系の確立として地域密着型サービスと地域包括支援センターの創設、第1号保険料(65歳以上)の見直しが上げられます。今回は新しい要介護状態の区分と新予防給付、地域支援事業についてお知らせいたします。

1. 新要介護状態区分

現在は申請者の様子により、要支援、要介護1～5と6段階に分かれています。平成18年度からは要支援1～2と要介護1～5というように7段階に分かれます。主に要介護1の方について、新予防給付のサービスを受けることにより、現在より状態が悪化せず状態が維持されると認定された方は要支援2に、介護サービスが必要な方は要介護1に分かれます。調査項目なども新年度から変更になります。



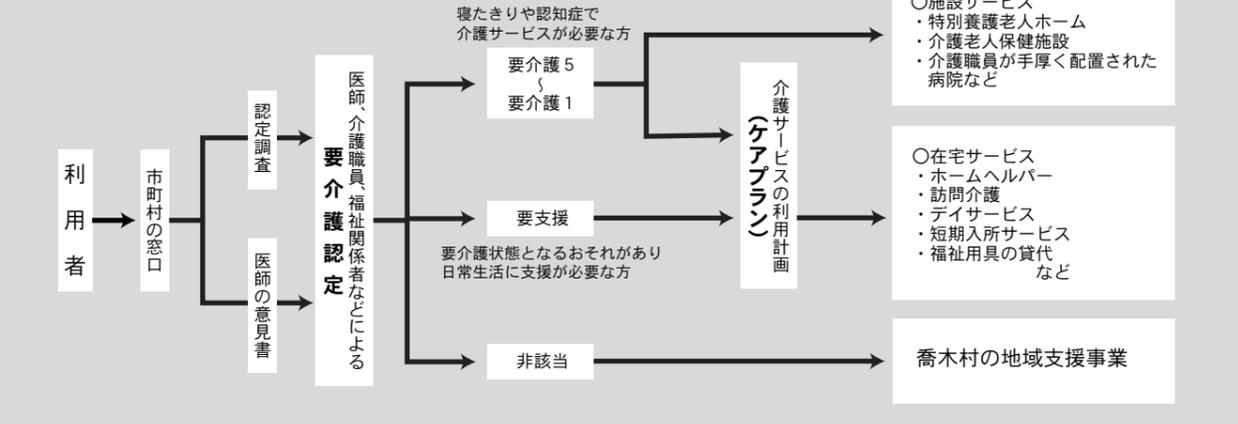
2. 新予防給付について

制度改正により、要支援と要介護1の一部の認定者は要支援1・2に区分され、要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な新予防給付のサービスを受けます。既存サービス(現行 支援サービス)については内容が見直され、新たに筋力向上、栄養改善や口腔機能向上等のサービスが加わります。マネージメントについては市町村が責任主体となって、地域包括支援センターが実施します。

3. 地域支援事業

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象とした介護予防事業が、介護保険制度に新たに位置づけられます。また、高齢者虐待防止等の権利擁護事業が実施されます。(成年後見制度に関することを含む)

■介護サービスの利用手続き



喬木村では下記の事業を地域支援事業として、いきいきクラブやミニデイサービスに取り入れて行きたいと思っております。

- | | | | |
|---|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 転倒骨折予防事業 生活管理指導員派遣事業 やすらぎ支援 配食サービス | <ul style="list-style-type: none"> 地区ミニデイサービス 家族介護教室 高齢者食生活改善事業 いきいきクラブ | <ul style="list-style-type: none"> 家族介護者交流事業 訪問指導事業 口腔ケア事業 地域包括支援センター運営事業 | <ul style="list-style-type: none"> 生きがい活動支援事業 短期保護事業 介護慰労事業 |
|---|---|---|--|



広報

たかぎ

2006 第249号

編集 総務課/発行 喬木村役場 TEL 0265-33-2001 FAX 0265-33-3679
印刷 龍共印刷株式会社 (飯田市上郷黒田121-1)

村の人口 6,887人
男 3,330人
女 3,557人
世帯数 2,046戸
H17国勢調査による修正値
(平成18年2月1日現在)

平成18年1月22日執行 喬木村長選挙 投票結果

区分	有権者数	投票者数	期日前・不在者含む		
			期日前	投票率	
第1投票所 南・馬場・両平	男	525	374	52	81.14
	女	599	417	67	80.80
計	1,124	791	119	80.96	
第2投票所 北・寺の前・郭・町	男	673	485	77	83.51
	女	768	537	101	83.07
計	1,441	1,022	178	83.28	
第3投票所 犇牛原	男	109	84	18	93.58
	女	130	95	24	91.54
計	239	179	42	92.47	
第4投票所 上平	男	150	109	23	88.00
	女	165	111	36	89.09
計	315	220	59	88.57	
第5投票所 伊久間	男	462	316	28	74.46
	女	492	331	52	77.85
計	954	647	80	76.21	
第6投票所 富田	男	354	274	34	87.01
	女	388	295	48	88.40
計	742	569	82	87.74	
第7投票所 大和知	男	87	67	11	89.66
	女	75	60	7	89.33
計	162	127	18	89.51	
第8投票所 氏乗	男	94	71	13	89.36
	女	98	72	14	87.76
計	192	143	27	88.54	
第9投票所 加々須	男	101	69	20	88.12
	女	94	60	26	91.49
計	195	129	46	89.74	
第10投票所 大島	男	56	48	3	91.07
	女	64	44	7	79.69
計	120	92	10	85.00	
第11投票所 田上川	男	137	105	11	84.67
	女	126	96	10	84.13
計	263	201	21	84.41	
計	男	2,748	2,002	290	83.41
	女	2,999	2,118	392	83.69
計	5,747	4,120	682	83.56	

任期満了に伴う喬木村長選挙が、一月十七日に告示され、現職と新人の一騎打ちとなり、五日間にわたる選挙戦が展開されました。また、告示日の翌日の一月十八日から投票日の前日の二十一日まで、喬木村老人福祉センターに期日前投票所が設置され、期日前投票期間中、投票当日の有権者数の約十二%にあたる六八二名の方に投票いただきました。投票日の一月二十二日は、一時雪も降る、寒い日となり

ましたが、村内十一カ所に設置された投票所に、早朝から投票に足をお運びいただきました。投票率は、前回の村長選挙を約四%下回る、八十三・五六%となりました。即日開票の結果現職の大平利次さんが当選され、一月三十日に初登壇されました。



各投票所の投票結果と、開票結果は、次のとおりです。

平成18年1月22日執行 喬木村長選挙 開票結果

氏名	得票数
大平利次	2,990票
桐生純治	1,774票
有効投票数	4,764票
無効投票数	38票
投票総数	4,802票
投票率	83.56%



第二次喬木村行政改革大綱(案) に対する答申が行われました

平成十九年度以降、国の地方財政に関する厳しい見直しが続けられない情勢にあつて、今まで以上に行政運営の効率化・健全化に基づく体質強化が強く求められています。村では、平成八年度から喬木村行政改革大綱に基づき、事務・事業の見直しや組織・機構の見直しを進めて参りましたが、地方財政をとりまく

厳しい状況下にあつて、持続可能な行政運営を今後とも進めていく上で最も基本となる指針である喬木村行政改革大綱及びその具体的な実施計画にあたる集中改革プランを新たに策定することとし、役場職員の組織と住民から選出された者による組織との二段階からなる行政改革検討委員会において素案づくりをしま

した。その後、昨年十一月に、大平村長から当該素案をもつて諮問を受けた喬木村行政改革推進委員会(委員十名)において慎重審議が重ねられてきました。この二月八日に大平村長あてに、山田義勝委員長から第二次喬木村行政改革大綱及び集中改革プラン(案)に係る答申書が提出されました。これを受けて、村では、

平成18年 2月 8日

喬木村長 大平 利次 様

喬木村行政改革推進委員会
委員長 山田 義勝

第2次喬木村行政改革大綱及び実施計画書(案)について(答申)

平成17年12月9日に貴職から諮問いただいた、第2次喬木村行政改革大綱及び実施計画(案)(以下「大綱案」という。)について、4回にわたり細心かつ慎重な審議を重ねて参りました。

本村では平成8年に行政改革大綱を策定し、歳入の確保・経費の節減、事務・事業の見直し、組織の見直し、補助金の見直し等の改革を実施し、成果を挙げってきました。

三位一体の改革が国の指導のもと強力に押し進められ、非常に厳しい財政運営を迫られる一方で、地方分権化、少子・高齢化、情報化等の社会経済環境の変化に起因する新たな行政課題を抱え、住民の行政に対する要求水準は益々高度化・多様化しつつあり、住民サービスの質的・量的確保を今後とも図っていくためには、効率的でムダを削ぎ落とした行政運営に努めることが必要不可欠であり、今後とも引き続き、より安いコストでより良いサービスを提供する行政改革を断行していかなければなりません。

諮問された大綱案については、改革項目が具体的に掲出されるとともに、実施年度や目標値等、具体的な内容等も明示されており、総体的には概ね首肯できるものとなっています。しかし、実施計画の各項目を検討していく中で、実施時期や個々の内容等に適当でないと思われる事項が見受けられましたので、主な箇所については別記のとおり委員会の意見として付記するとともに、諮問された大綱案に係る修正箇所については、強調及び下線付きで明示してあります。

なお、国・県を含めた財政状況や社会経済情勢は日々刻々と変化しているため、今後はこの大綱及び実施計画を具体的に推進していくとともに不断の見直しを行い、常に最新・最良の取り組みがなされるよう申し添えて、答申といたします。

来る村議会三月定例会に村長案をお示しする手続きを進めて参ります。

第二次喬木村行政改革大綱(案)の主な内容について以下に掲載してありますが、併せて村のホームページに、集中改革プラン(案)を含めた全文を掲載してあります。これらについてご意見等がありましたら、役場むらづくり推進室までぜひお寄せください。

☎(三三)五一二九(直通)



④広域で対応する事務・事業の検討

⑤規制緩和の検討

⑥公共工事の見直し

⑦人材育成

⑧住民自治のあり方の検討

これらの項目について、具体的取り組み事項、検討年度、実施年度、実施担当課を策定し、行政改革の推進に努め、機構改革、事務・事業の合理化等の成果をあげてきました。

三 行政改革大綱の見直し等について

平成十二年四月の地方分権一括法施行による国と地方との役割分担明確化が図られるなど、地方が自らの責任と判断で行動する姿勢が求められたことで、地方分権の方向性はより一層鮮明となりました。

その後、国は平成十六年十二月二十四日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」に基づき、平成十七年三月二十九日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、今後この指針を参考として、より一層積極的な行政改革の推進に努めるよう、同日付けの通知で関係地方公共団体に対し要請しました。この指針では、次のとおり行政改革に関する地方公共団体に要請する事項が謳われています。

一 行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表

(一)行政改革大綱の見直し

自己責任」の下、限られた資源(ヒト・モノ・カネ)を有効に活用しつつ、活力と魅力に溢れた地域づくりを進めていくため、多様化する住民ニーズをいち早くかつ的確に捉え、直しや歳出のスリム化に不断に取り組む中、簡素効率的な行政運営システムを構築することが急務となっています。そのため、今後の自律的なむらづくりを進めていく上での基礎的土台たる行政改革に村一丸となつて取り組む必要があります。

第二 行政改革大綱の見直し

一 行政改革大綱について

①行政改革大綱は、村の行政改革の方向性を示す根幹になるものです。

②平成十二年の地方分権一括法の施行により、地方分権の推進が実行段階にある現在、村の行政改革に求められている基本的な考え方は以下のとおりです。

・住民の目線に立った行政運営を進めることで、住民福祉の向上と活力ある地域社会を構築すること

・絶えず変化する社会情勢に柔軟かつ弾力的に対応できるように、限られた行政資源を有効に活用した自律的な運営を推進すること、

高度化多様化する住民ニーズに適切に対応しつつ、簡素で効率的な行政体制を確

喬木村行政改革推進委員名簿

	所 属	氏 名
1	村 議 会	山 田 義 勝
2	村 議 会	原 東 彦
3	区 長 会	木 下 勇 人
4	区 長 会	佐 藤 守 弘
5	商 工 会	松 岡 武 夫
6	J A 信 州 事 業 振 興 会	木 村 進
7	女 団 連	市 瀬 ま さ 子
8	監 査 委 員 会	大 崎 悦 雄
9	飯 田 信 用 金 庫 長 合 会	寺 沢 好 康
10	飯 田 信 用 金 庫 長 合 会 職 員 組 合	芳 村 龍 太 郎

第一 はじめに

少子・高齢化の進展に伴う本格的な人口減少や右肩上がりの経済成長から一転した低成長の時代の到来、高度情報化社会の進展、省資源かつ環境に優しい循環型社会実現要求といった様々な課題を抱え、我が国をとりまく社会経済環境は大きな変革のただ中にあります。

こうした状況の中、国の財政状況は悪化の一途をたどり、いわゆる「三位一体の改革」に伴う地方交付税・国庫補助金の削減により、基礎的自治体である市町村の財政状況は悪化し、財政の硬直化は抜き

差しならない段階に移行しつつあります。その一方で、行政に対する住民ニーズの多様化並びに要求水準の高度化は以前にも増して進行し、住民の価値観の多様化、環境に対する関心の高まり等社会情勢の変化も加わり、地方公共団体においては、自らの責任において社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化し、住民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の構築を図っていくことが求められています。こうした厳しい環境に置かれている現在、本村においても、地方分権の理念である「自己決定、

【集中改革プラン(実施計画書)の主な事項】

項目(大分類)	項目(中分類)	事業名	内容	実施年度	
1 行政運営システムの改革	a 事務・事業の見直し	1 職員提案制度の創設	・担当業務の枠を超えた広く村政全般に係る柔軟かつ創意工夫に溢れる提案を募集する制度を創設	H18～	
		2 行政評価制度の導入	・全事務・事業について必要性、効果性といった指標に基づく分析を実施し、それらについて複数の評価者が関わる中、事業の継続または統廃合を決定	H18～	
		3 パブリックコメント制度	・政策立案過程における住民の意見提出手続きを制度化	H18～	
		4 入札・契約制度	・設計を除き、入札及び契約に係る事務を単一係(グループ)に集約 ・一般競争入札や企画提案コンペ等多様な入札制度の検討	H18～	
		5 議会を知る機会の拡大	・議会定例会について、夜間や土・日開催の検討 ・議会活動を村民に知っていただく媒体や手法について検討	H18～	
	b 民間委託等の推進	1 村営バスの運行	・道路運送車両法第21条の規定による村営バスの民間業者による委託運行	H18～	
		c 指定管理者制度の活用	1 指定管理者制度の導入	・現在管理委託している公の施設に、指定管理者制度を導入	H18～
			2 保育園の運営	・当面の間、現行3園の直営体制を維持	H17～
		d 第3セクターの抜本的見直し	1 (有)たかぎ	・現在、広範な業務を請け負っている(有)たかぎについて、業務内容を含め今後のあり方の検討	H17～
			e 組織・機構の見直し	1 審議会等委員への村議充て職の見直し	・審議会や各種委員会等について、設置目的や内容等を精査
	2 農業委員会定数の見直し	・定数削減		H17～	
	3 公民館運営審議会	・社会教育委員による公民館運営審議会委員兼務		H18～	
	f 行政組織の見直し	4 行政組織の見直し	・事務・事業の見直しと併せて現行の課・係体制について見直し	H18～	
		5 各種審議会等の見直し	・統廃合及び定数並びに委員選定方法の見直し	H18～	
		g 定員管理の適正化	1 定員管理の適正化	・定員適正化計画に基づく職員数の削減	H18～
	h 給与等の適正化		1 勤務時間管理の適正化	・タイムレコーダーの導入により、正確な勤務時間の把握	H18～
		k 人材育成の推進	2 人事評価制度の導入	・客観的な尺度で構築された人事評価制度に基づく昇給・昇格の実施	H18～
	1 第一印象イメージアップ事業		1 第一印象イメージアップ事業	・日常業務の中で、電話・窓口対応等の改善	H17～
		2 職員研修計画の整備	・職階ごとの研修計画のほか民間企業研修等の新たな研修メニューの検討	H17～	
	3 地域協働(住民参加型行政)の推進	i 住民や地域との連携・支援	1 地域内道路の維持管理への住民参加	・全村一律に資材の提供、購入費の補助	H18～
2 地域づくり支援			・区の地域づくり活動に対する地区担当職員による人的支援 ・第4次総合振興計画内に地区振興計画を新設	H17～	
4 公正の確保と情報の共有化	m 外部監査及び情報公開	1 解りやすい予算書、決算書の作成	・事業別の具体的な表記に加え、担当課、担当係としての重点事業を明記	H18～	
5 自律的財政運営の確保	n 財政の健全化	1 普通財産未利用地の処分等	・利用計画のない村有地を売却	H18～	
		2 村有林地内きのご採取	・入札制度の導入	H18～	
		3 運動公園の維持管理	・利用団体、利用者による運動公園の草刈り等	H18～	
		4 徴収率向上対策	・効果的な徴収対策を機動的に発動	H17～	
		5 使用料・手数料の適正化	・住民からの十分な意見聴取を踏まえ、経費に見合った所要の見直しや減免規定についての改正	H18～	
		6 経常経費の削減	・全庁的な経常的経費の一層の削減	H17～	
		7 人件費の削減	・特別職報酬等審議会の運営について十分に議論が尽くされるよう所要の見直し ・平成17年人事院勧告に基づく勤務成績の給与への反映及び55歳以上の昇給幅抑制実施	H18～	
		8 補助金の見直し	・補助金の統廃合 ・現行の補助金を収斂した自治振興交付金の創設検討	H18～	
	p 公共工事	1 道路網の再編	・交通量、利用度に見合った負担金 ・負担割合の設定と、幹線道路・地域内道路という観点からの認定見直し	H18～	
		2 ローカルルールによる道路改良工事の推進	・通行量に応じて待避所の設置などの局部改良対応	H18～	

第三 第二次行政改革大綱 策定の基本姿勢

行政組織運営全般に、計画策定(Plan)⇨実施(DO)⇨検証(Check)⇨見直し(Action)のサイクル(PDCAサイクル)に基づき、断の点検を行いつつ、従来の行政改革大綱の見直しを行うこと

(二)集中改革プランの公表
行政改革大綱に基づく具体的な取組を集中実施するため、次に掲げる事項を中心に、平成十七年度を起点に概ね平成二十一年度までの具体的な取組を明示した計画を平成十七年度中に公表すること

①事務・事業の再編・整理廃止・統合
②民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む)
③定員管理の適正化
④手当の総点検をはじめとする給与の適正化
⑤第三セクターの見直し
⑥経費削減等の財政効果
⑦その他
⑧説明責任の確保

①行政改革大綱及び集中改革プランの見直し又は策定段階における、住民等の意見を聴取する仕組みづくり
②行政改革大綱等の見直し又は策定過程のHPや公報を通じての住民等への公表
③行政改革大綱等に基づく成果について、住民等にわかりやすい公表

一 行政改革の基本方針
国及び地方をとりまく財政環境が厳しさを増す中、住民の行政に対する多様なニーズに対応しつつ活力と個性にあふれたむらづくりを進めるとともに、住民に開かれた村政運営を図る必要があります。そのためには、組織・機構の見直し、事務・事業の見直しを進め、さらなる行財政運営の効率化を図る中、自律的で持続的なむらづくりを進めていかねばなりません。第二次行政改革大綱を策定するにあたり、効率的な財政の確立を図るための基本方針を以下のとおり掲げます。

①自律を目指す喬木村の体質強化を図るための指針とし、「改革に終わりは無い」ものとして、積極的かつ継続的に行政改革の推進に取り組みます。

②新たな行政需要に対応しつつ限られた行政資源を有効活用するため、事務・事業の見直しを進め、行政の簡素化・効率化を図ります。また、課・係の統廃合、各種委員会等の見直し、公共施設運営の民間委託を進める等住民サービスをできるだけ低下させない形での大胆な組織・機構改革を推進します。「住民にとって必要な行政サービスを最小の経費で提供し、最大の効果をあげる」ことを行財政運営

の根幹に据えます。③中長期的な視野に立ち、健全で持続可能な財政運営に向けた取り組みを進めます。④行政改革を効果あるものとするため、行政評価制度、人事評価制度の導入について検討します。

⑤行政がこれまで担ってきた行政サービスについて、個人でできることは個人で、さらに個人や地域でできないことは行政が担うといういわゆる「補完性の原理」に基づきその役割を見直す中、多様な人々が行政に参画することで住民と行政の協働態勢を構築します。

二 行政改革の期間
この第2次喬木村行政改革大綱に基づき行政改革の実施にあたっては、前記の集中改革プランに該当する実施計画を策定し、年次的に改革を推進します。

実施計画の期間は、平成十八年度から平成二十二年度までの五年間としますが、前記集中改革プランについて、平成十七年度を起点として二十一年度までの具体的な取り組みを明示することとされていることに鑑み、平成十七年度についても併せて実施計画に盛り込むこととします。

三 行政改革推進体制
職員並びに職員外の住民をもって個々に組織される「喬

木村行財政改革検討委員会」及び村内有識者をもって構成される「喬木村行政改革推進委員会」という複数の段階を経て策定される第2次行政改革大綱については、その策定段階において、地区懇談会やホームページ上で当該案を公表する中、住民の方の意見を聴取(パブリックコメント)することとし、最終的に村議会に報告・審議いただきます。以降の行政改革推進体制については、集中改革プランに該当する実施計画に掲げた項目毎、担当課(担当係)の責任において取り組むこととなり、併せて進捗状況等を統括するため、喬木村行政改革推進本部設置要綱に基づく喬木村行政改革推進本部(本部長：村長)を設置し、全庁・全職員で一丸となつて行政改革を推進していきます。

四 説明責任の確保と進行管理
行政改革の推進には、住民の理解と協力が必要不可欠であるため、第二次喬木村行政改革大綱策定段階において、できるだけわかりやすい形での公表に心掛けるとともに、地区懇談会やホームページ、情報誌等の媒体を通じて住民のみならずから意見聴取(パブリックコメント)すること、幅広い住民のみならずからの意見を反映させるよう努めます。

また、実施計画に掲げた各

項目の進捗状況については、定期的に点検し、その達成度を管理するともに適宜、地区懇談会やホームページ、情報誌等の媒体を通じて情報提供を行うことで情報の共有化を図ります。

なお、今後の社会情勢の変化により新たに生じた課題等については、適宜追加又は内容の修正を行い、時宜に応じた改革を進めることとします。

第四 第二次行政改革大綱の内容
基本方針の下、今後取り組む具体的な内容について、体系的に整理して以下のとおり掲げます。

一 改革の柱
以下の五項目を「改革の柱」に位置づけ、行政改革を推進します。

行政運営システムの改革
人事管理制度の改革
地域協働(住民参加型行政)の推進
公正の確保と情報の共有化
自律的財政運営の確保

二 重点項目
改革の柱の下、以下のとおり重点項目を定め、行政改革の推進に向けた具体的な取り組みを実行します。

喬木村男女共同参画推進委員会 家庭ではお互いに対等なパートナーとして付き合っていますか

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任をわかちあい「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担にとらわれずに、学校で、地域で職場で、それぞれの個性と能力を発揮できるような社会(男女共同参画社会)をめざして行きます。



国民年金保険料は、口座振替や前納がおトクです

1 平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月額13,860円、年額166,320円です。

2 保険料の前納を口座振替にすると割引額が増えます。18年度分の保険料を前納(まとめて納める)すると、納付書の場合、1年前納では163,370円(2,950円割引)、6ヶ月前納では82,480円(1回あたり680円割引)となります。口座振替の場合、1年前納では162,830円(3,490円割引)、6ヶ月前納では82,220円(1回あたり940円割引)となります。現金払いでの前納は、4月に郵送されてくる納付書で4月30日(今年は4月30日が休日のため5月1日)までに金融機関・郵便局・コンビニエンスストアまたは社会保険事務所の窓口での支払いが可能です。

口座振替での前納は、平成18年3月中旬までに金融機関・郵便局または社会保険事務所への申し込みが必要となりますので、お早めにお申し込みください。

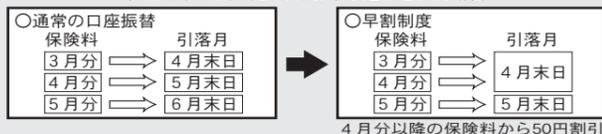
口座振替は4月30日(今年は4月30日が休日のため5月1日)です。なお、既に口座振替で前納されている方は、届出の必要はありません。

3 月々の口座振替も早割(当月保険料の当期末引落し)がおトクです。通常の口座振替(例: 4月分保険料を5月末引落し)は定額保険料(13,860円)ですが、口座振替を早割(例: 4月分保険料を4月末引落し)にすると50円割引となります。早割を申し込みすると、翌月末の初回の口座振替で2カ月分の保険料(従前の保険料と50円割引された保険料)が引落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

なお、現在口座振替をされている方で、振替方法を変更される場合(例: 毎月納付(翌月末振替)を1年前納や早割にする)は、ご住所を管轄する社会保険事務所にご連絡ください。

【早割のイメージ図】

平成18年3月中旬までにお申し込みされた場合



※口座振替日は、月末が金融機関の非営業日の場合は翌営業日

口座振替のお申し込みには、年金手帳または納付書・預貯金通帳・口座届出印が必要です。

口座振替の申込用紙については、金融機関・郵便局及び社会保険事務所などに備え付けてあります。

なお、保険料の半額免除の承認を受けている方は、通常の口座振替(翌月末振替)のみとなります(早割及び口座振替の前納はご利用できません)。

喬木村子育て支援ネットワーク

喬木村子育て支援ネットワークを設置しました。各機関と連絡を取りながら、子育ての悩み相談、教育相談、虐待防止にとりこんでいきます。

教育委員会が窓口になっています。気軽に相談してください。

子どもの笑顔を守るために子ども虐待をなくそう「おかしい」と思ったら連絡してください。

窓口
TEL 33-2002 33-3684
FAX 33-3682
喬木村教育委員会



コミュニティ助成事業

寺の前地区の祭り屋台が更新されました

平成17年度コミュニティ助成事業で、寺の前地区の祭り屋台更新事業が行われ、2月上旬に新しい屋台が完成しました。この事業は宝くじの売上金により、地域づくりの助成が行われるもので、春のお祭りや村の文化祭等でもお囃子が披露されることとなります。



宝くじは
豊かさ築くチカラ持ち

水田農業を営まれる農家のみなさんへ

産地づくり交付金を有効に活用し、積極的な作付をしましょう

南信州水田農業推進協議会では、水田農業を推進するために、産地づくり交付金による助成を行い売れる米作り、安全安心で魅力ある園芸品目の振興を進めています。

平成18年の水田農業の推進については、2月21日から24日に開催します地区説明会や各農家あて通知でお知らせしたところですが、産地づくり交付金の助成については、今年度単価の引き上げや新たな助成制度も設けられましたので、制度を有効活用していただくため、再度お知らせします。

なお、各制度の助成を受けるには、申請や申込みが必要になりますので、お間違い、お忘れのないようお願いいたします。

産地づくり交付金の助成制度

助成の種類	助成単価(見込)	申請手続き
① 野菜や果樹など南信州水田農業ビジョンで定めた振興品目の水田への作付に対する助成	10a当たり7,000円	各農家に送付してあります水稲生産実施計画書に記入して、3月10日までにJA生産課または役場農政係まで提出してください。
② 大豆、初つがる、きゅうり、アスパラ等南信州水田農業ビジョンで定めた重点品目(水田への作付)	苗木の補助半額補助や①に上乗せしての助成	詳しくは、JAの生産課にお問い合わせください。
③ 振興品目の水田への作付に対して飯田下伊那管内の堆肥を購入した場合の助成	堆肥1トン当たり1,500円	役場及びJAにある申請書に、必要事項を記入、押印及び堆肥購入の領収書を添付して、10月31日(できる限り6月30日)までに提出してください。
④ こだわり米や湛水直播栽培に取り組んだ場合の減収分の助成	こだわり米 10a当たり約2俵分 湛水直播栽培 10a当たり約1.5俵分	JAにて3月上旬に開催される説明会に参加し、申込書を提出してください。
⑤ 借りている(利用集積している)水田に、水稲または振興品目を作付けした場合の助成	10a当たり20,000円	役場及びJAにある申請書に、必要事項を記入、押印して、11月30日(できる限り6月30日)までに提出してください。

* 上記助成を受けるには、集荷円滑化事業に参加することなどの交付要件があります。詳しくは、各農家に送付されています通知、パンフレットをご確認ください。

* ご不明な点がございましたら、JAファーム内生産課(33-1430)または役場農政係(33-5127)まで、お問い合わせください。

粗大ごみの有料収集が始まります

3月5日(日)に粗大ごみの有料収集を行います。



時間 午前9時から12時までの3時間(小雨決行)
会場 運動公園第一駐車場(略図参照)
業者 (有)近代化清掃 ☎35-2412

- ・処分したいものを、直接持ち込み、業者に料金を支払います。(品目ごとの料金は、広報と一緒に配布しておりますチラシをご覧ください)
- ・家庭ごみに限ります。農業経営や事業系ごみ、産業廃棄物は出せません。
- ・家電5品目(テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、パソコン)は出せません。
- ・雨天の場合、布団は濡れないようにして持ち込んで下さい。
- ・鉄くず類とは専用袋に入らないもので、ごみステーションに出せないものです。
- ・まだ使えるものは、リサイクルショップなどに持ち込みましょう。

※平成18年度では3回の有料収集を予定しています。これからも分別収集と資源リサイクルにご協力をお願いします。